

税等の納付状況

多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、町の特別職および議会議員の平成24年度の税等の納付状況を公表します。(平成25年5月31日現在)

職名等	氏名	町民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	農業集落排水使用料
町長	菅澤 英毅	○	○	○	○	○	○	○	○
副町長	岩澤 好宏	-	-	-	-	-	-	-	-
教育長	柴田 洋	○	○	○	-	○	-	○	-
議長	所 一重	○	○	○	-	-	-	○	-
副議長	椎名 義光	○	○	○	○	-	-	○	○
議員 (議席番号順)	高坂 恭子	○	-	-	-	-	-	-	-
	鎌形 邦雄	○	○	○	○	-	-	○	-
	勝又 一徳	○	○	-	○	-	-	-	-
	山口 清	○	○	○	○	-	-	○	-
	木川 広昭	○	-	○	○	-	-	○	○
	那須 保秋	○	○	○	○	○	-	○	-
	菅澤 環	○	-	-	-	-	-	-	-
	土井 秀敏	○	○	-	-	-	-	-	-
	菅澤 昌則	○	○	○	○	-	-	○	-
	土井 清司	○	○	○	○	-	-	○	-
石渡 悦子	○	○	-	-	-	-	○	-	
加瀬 芳廣	○	○	○	○	○	○	○	-	

お問合せ ● 総務課庶務係 ☎ 76-2611

【表示例】「○」…当該年度に納付すべき額がすべて納付されている場合
 「×」…当該年度に納付すべき額に未納がある場合
 「-」…本人に納付義務等がない場合

町職員募集!



職種・採用予定者数

- ①一般行政職初級(身体障害者対象)【1名】
- ②栄養士職(管理栄養士)【2名】

受験資格

①一般行政職初級(身体障害者対象)

● 次のすべての条件を満たす方で、学歴を問わない。

- ①平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方であること。
- ②身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までであること。
- ③活字印刷文の出題への対応ができること。
- ④自力により通勤ができ、介護者なしに職務遂行が可能であること。

②栄養士職(管理栄養士)

● 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方で、管理栄養士の免許を取得している者。又は平成26年春季の国家試験で当該免許を取得見込の者。

試験日時 9月22日(日)午前10時から

試験会場 千葉県立佐原高等学校

申込書の配布

7月1日(月)から役場2階の総務課で配布

【午前8時30分～午後5時15分】※土・日・祝日は、日直にお申し出ください。

- 町ホームページ(<http://www.town.tako.chiba.jp/>)からもダウンロードできます。
- 郵送により申込書を請求する場合は、住所・氏名を記した返信用封筒(A4サイズが入るもの)に140円切手を貼って、同封してください。

申込書の受付

7月30日(火)から8月16日(金)まで役場2階の総務課で受付(土・日は除く)

【午前8時30分～午後5時15分】※郵送の場合は、8月16日(金)の消印まで有効です。

お問合せ ● 総務課庶務係 ☎ 76-2611 (〒289-2292 多古町多古584番地)

参議院議員通常選挙は7月21日(日)が投票日です

投票時間 午前7時～午後8時

投票場所 入場券記載の各投票所

投票区	投票所名	所在地
第1	多古第一小学校体育館	多古 2547
第2	染井ふれあい館	染井 341-3
第3	多古第二小学校体育館	喜多井野 154-2
第4	五辻共同利用施設	間倉 544-159
第5	多古町民牛尾体育館	牛尾 2052-2
第6	十余三農村協同館	十余三 267-25
第7	高津原青年館	高津原 4-1
第8	次浦青年館	次浦 1536-2
第9	常磐小学校体育館	南玉造 162
第10	中村小学校体育館	南中 349-2

捨てないで!
日本を良くする その一票

明るい選挙啓発作品 標語の部 最優秀賞
多古中3年 高橋美響さん



投票所入場券について

入場券は7月3日(水)頃に郵送予定です。

※入場券を紛失した場合や郵便事情などで届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所もしくは期日前投票所の職員にその旨お申し出ください。

期日前投票について

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない方は『期日前投票』ができます。

- 期間 7月5日(金)～7月20日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 役場2階 第4会議室(エレベーターをご利用ください)

※投票の際に必要な「期日前投票宣誓書」は入場券の裏面に記載されています。事前にご記入のうえご来場いただくと受付が早く済みます。ご協力をお願いします。

不在者投票について

投票日当日、次の理由に該当する方は不在者投票ができます。

- 都道府県選挙管理委員会の指定する病院や施設に入院(入所)中で投票に行けない方
→ 指定施設内で投票ができます。詳しくは、病院や施設の職員にお尋ねください。
- 出張等で多古町以外の市町村に滞在している方
→ 滞在先の選挙管理委員会で投票ができますが、投票用紙は多古町のものを使用するため、郵送等に日数を要します。早めに多古町選挙管理委員会までご連絡ください。
- 病気等のため移動や歩行が困難な方で、公職選挙法で規定している要件(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで一定の要件を満たす場合)に該当する方
→ 郵便等により自宅で投票する『郵便等による不在者投票』ができます。この投票を行うには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。該当する方は、多古町選挙管理委員会までご連絡ください。

選挙公報について

『選挙公報』は、7月15日(月)頃に新聞折り込みでの配布を予定しています。

郵送によるお届けも可能ですので、ご希望の方は多古町選挙管理委員会までご連絡ください。

お問合せ ● 多古町選挙管理委員会 ☎ 76-2611